

議案第 1 1 3 号

京丹後市食品加工支援センター条例の制定について

京丹後市食品加工支援センター条例を別記のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

市内の豊富で多彩な食材を高付加価値化する商品開発に取り組む食品加工事業者及び一次産品生産者の育成及び新商品の開発を支援し、地域の「かせぐ力」を創造することを目的に、食品加工設備を備えた食品加工支援センターを設置するものである。

(別記)

京丹後市食品加工支援センター条例

(設置)

第1条 本市の豊富で多彩な農林水産物の高付加価値化に資する加工食品の開発に取り組む事業者の育成及び新商品の開発並びにその製造を支援し、もって地域のかせぐ力を創造することを目的として、食品加工支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 食品加工支援センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 京丹後市食品加工支援センター
- (2) 位置 京丹後市網野町網野385番地の1

(管理及び運営)

第3条 市長は、京丹後市食品加工支援センター（以下「センター」という。）を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条に規定する設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(事業)

第4条 センターは、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農林水産物の加工に関する相談
- (2) 食品加工に関する衛生管理及び技術指導等の事業者育成
- (3) 新たな加工商品の開発及び製造に関する支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、

市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第4条に規定する事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における前2条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の管理の基準）

第6条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例その他市長の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行うこと。
- (2) センターの設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 第5条の規定による指定管理者による管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 12 月 定例会

議案の 件 名	議案第113号 京丹後市食品加工支援センター条例の制定について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	------------------------------------	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 市内の豊富で多彩な食材を高付加価値化する商品開発に取り組む食品加工事業者及び一次産品生産者の育成及び新商品の開発を支援し、地域の「かせぐ力」を創造することを目的に、食品加工（食材の調理加工・殺菌保存加工）設備を備えた食品加工支援センターを設置するものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	<<財源措置の状況>> （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） （単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
<<政策等の必要性>> 市内の食品加工事業者及び一次産品生産者の多くは、小規模な経営基盤のため全国展開が可能な食品衛生法に基づく衛生管理や市場ニーズに適応した価格帯での加工商品の製造が困難な状況にある。こうした課題解決のために必要となる技術指導や研修の実施や、商品の製造から販売までを支援する必要がある。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 地域商品のブランド化及び流通拡大により地域への経済効果が期待される。					
<<提案に至るまでの経緯>> R3.10.27 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>>					
	総合計画 計画項目	1	地域の雇用・経済を担う商工業の振興			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
<<政策等の実施時期>> 公布の日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	商工観光部	商工振興課	有 無			